

収入保険制度の導入について（概要）

- ・平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組みを取りまとめました。
- ・平成29年3月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律案」を国会に提出したところです。
- ・収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、平成31年産からとする予定です。

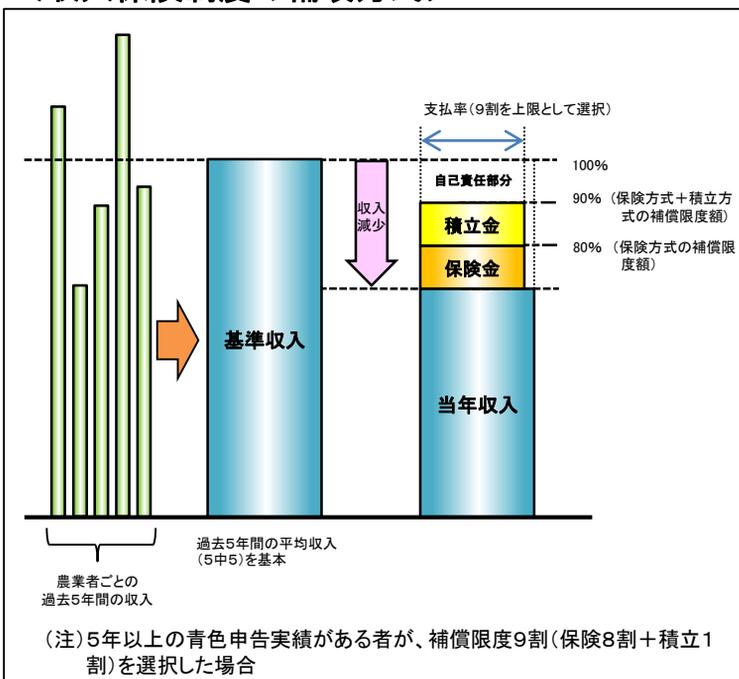
<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚等は、マルキン等の対象なので除きます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。
※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。
※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補填方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、 7.2万円（掛捨て）
積立金は、 22.5万円（掛捨てではない）
合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 （当年収入）	補填金の 合計	補填金		補填金を含めた 当年収入 （対基準収入）
		保険金	積立金	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

問い合わせ先（ホットライン）

近畿農政局滋賀県拠点 077-522-4261
近畿農政局京都府拠点 075-414-9015
近畿農政局大阪府拠点 06-6941-9658

近畿農政局兵庫県拠点 078-331-5924
近畿農政局奈良県拠点 0742-32-1870
近畿農政局和歌山県拠点 073-436-3831